

会報

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
TEL 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 小田山 博史
(編集) 広報 委員 会
(編集責任者) 広報委員長 横尾 好永
(印刷所) 広報委員 (株)秋元印刷

■URL <http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/kasiwa> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

柏税務署人事異動報告



野田市郷土博物館・市民会館(旧茂木佐平治邸)



令和5年度 会員増強運動始まる

会員数/千葉県35,360社 柏法人会 4,233社 (令和5年9月末日)

■表紙解説

野田市郷土博物館・市民会館
(旧茂木佐平治邸)

郷土博物館は昭和34年開館。野田市民の文化活動が基礎となつて生まれた、千葉県で初めての登録博物館です。設計者は京都タワーや日本武道館の建築家として知られている山田守氏です。国内有数の醤油関係資料のコレクションをはじめ、野田の歴史や文化に関する資料の収集、整理保管、調査研究、展示、教育普及活動に努めています。建物は国登録有形文化財です。

市民会館(旧茂木佐平治邸)は大正13年頃に建てられた、野田の醤油醸造家である茂木佐平治氏の邸宅で、昭和32年に市民会館として開館。市民の文化活動の拠点に使用されるとともに、茂木佐平治邸時代の生活様式が偲ばれる見学施設としてもご利用いただいております。(過去には将棋タイトル戦の対局が行われたり、CMやドラマのロケ地としてなど、幅広く活用されています。)主屋と茶屋は国登録有形文化財。庭園は千葉県初の国登録記念物です。

【場所】

野田市野田370-8

東武野田線(アーバンパークライン)野田市駅又

は愛宕駅下車徒歩8分

【開館時間】

午前9時~午後5時

【休館日】

毎週火曜日・年末年始

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(一社)柏法人会と入力して下さい。

よつば総合法律事務所の 法律広場



Q 問 令和6年4月から労働契約締結・更新の際の労働条件明示のルールが変わるそうですが、その中で、有期契約労働者の無期転換についても明示ルールが変わると聞きました。どのように変わるのでしょうか？

A 答 有期契約労働者について、無期転換申込権が発生する場合の更新時には、無期転換の申込機会及び無期転換後の労働条件を明示する必要性が生じます。また、一定の事項を説明するよう努める必要も生じます。

1 無期転換とは

有期契約労働者が、同一の使用者との間で通算5年を超えて契約するときは、労働者は申し込みにより有期労働契約を期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換することができる制度です。

この趣旨は、有期契約労働者が契約更新について雇止めされる不安を感じることなく安定して勤務先で活躍することができたり、年次有給休暇の取得などの労働者の権利行使を躊躇することがないようにする点にあります。

2 明示ルールの改正内容

今回の改正で、企業には、無期転換申込権が発生する契約の更新時には、対象労働者に対して無期転換の申込機会及び無期転換後の労働条件を明示する義務が発生します。この改正により、今まで無期転換制度についてよく知らなかった有期契約労働者も無期転換のを知ることができるようになり、無期転換申込権が適切に行使されることが期待されています。

また、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。同じ業務を行っている労働者間で不公平な労働条件とならないよう納得した労働条件のもとで働くことができることが期待されます。

その他、有期契約労働者については、締結時や更新時に就業場所・業務の変更の範囲や、更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容を明示することも必要になります。

3 企業として無期転換申込権の発生を避けたい場合

有期契約労働者が同一の使用者との間で通算5年を超えて働くことがないように、単純に5年を超える前に

雇止めしてしまえばよいというわけではありません。法律上、雇止めを一定の場合には無効とするルールが別にあり、それに抵触してしまえばそのような雇止めができません。

その他に無期転換申込権の発生を避ける方法として、あらかじめ更新を行わない旨や更新回数に上限を設けた合意をする方法もあります。もっとも、これまでは上限が設けられていなかったのに更新の際から上限回数を設けた場合など、その有効性が問題にあるケースがありますので、ただ合意すれば安心というものでもありません。

4 まとめ

有期契約労働者が一定の条件を満たすと無期転換を申し込むことができることは法律上の権利です。そのため、企業としては、無期転換申込の権利が発生することを許容するのかしないのか。また、無期転換を許容する場合は、無期転換後の労働条件をどうするのか。さらに、無期転換を許容しない場合は、無期転換申込権が発生することを避けるためにどうするのか、といったことを考えていく必要があります。

一方、企業としては、優秀な人材を採用したい、有期契約労働者のモチベーションの維持・向上しながら良い方にはできるだけ長く働いて欲しいという希望もあるかと思えます。

そのため、特に有期契約労働者が多数いる企業については、無期転換制度を含めて有期契約労働者についてどのような制度設計を行うのかを十分に検討されることをおすすめ致します。



弁護士法人よつば総合法律事務所
弁護士 小林義和

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

弁護士法人よつば総合法律事務所(弁護士11名,スタッフ9名)では,柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は,柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋壺番館ビル4階

TEL 04 - 7168 - 2300 (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎